

最低賃金専門部会での意見について

さきに、中央最低賃金審議会より目安額の答申があったが、その金額に関し意見の一致したものにはならなかった。中央の目安額は、政府の意向である加重平均1千円を超えることを前提としたものであり、客観性の乏しいものと感じられる。

地方においては、最低賃金法に定める三要素を考慮し自主的かつ客観的な改定額となるよう議論すべきものとする。

1 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数をみると、福井県統計調査課による令和4年10月～5年6月までの「福井市の消費者物価指数」の対前年同期の上昇率を単純平均すると総合で3.47%(31円)、持ち家の帰属家賃を除く総合で4.26%(38円)となる。

2 賃金

まず、賃金に関する指標をみると、労働局参考資料の「賃金改定状況調査結果第4表①一般労働者及びパートタイム労働者」のBランク賃金上昇率は前年比2.0%である。また、「春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率」は、連合福井の中間集計では3.81%（加重平均）、県経営者協会との中間集計では3.34%（単純平均）となっている。

3 通常の事業の賃金支払い能力

通常の事業の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を指すものでないと解され、各種統計資料をもとに議論すべきものとされている。

まず、国内企業物価指数は今年の6月で4.1%となっており、前年同期よりは下がっているものの、依然として消費者物価指数を上回っている。

また、賃上げの原資を確保するためにも重要性が増している「価格転嫁」は、中小企業庁が公表した5年3月の調査では、原材料費の転嫁率は48.2%、エネルギーコストの転嫁率は35.0%、労務費の転嫁率は37.4%と厳しい状況にある。

さらに、5年6月に福井商工会議所が行った「景気見通し調査」によると、売上高（受注高）は「悪化傾向から再び改善に向かうも先行きは悪化の見通し」、採算（収支）は「改善傾向。ほとんどの業種で改善するも先行きは悪化の見通し」としている。

なお、最新の情報として5月分の「福井県鉱工業指数」は82.9で前年同月比14.6%の低下。7月に県経営者協が行った。「夏季賞与支給状況調査」では、前年比較で5.23%増（3年⇒4年）から1.96増（4年⇒5年）へと大きく落ち込んでいる。

最後に、地域別最低賃金の引上げ率をみると、平成28年に22円の引上げ（754円）となってから継続して高い引上げが続いている。議論される内容も目安額からいくら上げるかに注力されており、客観性のある議論が必要でないか。